



コラム

Vol.38

日本のIT事情

IT と選挙

鳩山由紀夫

衆議院議員

ネットでも自民党圧勝

2005年9月11日に行われた総選挙で、民主党は自公連立政権に2/3以上の議席を奪われてしまう大惨敗を喫してしまった。まさに9.11ショックであった。今回の選挙の民主党大惨敗の原因、すなわち、自民党大勝利の原因は、一にも二にも小泉首相の言動にあったことは間違いない。私たちはその過程で実に不思議な体験をした。延長された通常国会で郵政民営化法案が僅差で衆議院を通過した頃、私たちはこの法案を参議院で否決すれば、民主党に対する期待感が高まり、解散・総選挙となれば、いよいよ民主党政権の成立だと感じていた。それは民主党に対する支持率の高まりにも表れていた。ところが、実際に衆議院が解散された直後に相転移が起き、それ以後、民主党の支持率は低迷を続けることとなったのである。その相転移は、小泉首相が郵政民営化を命を賭してでもやる改革と位置づけ、刺客騒動に象徴されるように、その目的のために自民党という自らの身を切る覚悟を示したことによって起きた。一方の民主党は、郵政の根本的な改革に賛成ではあったが、郵政民営化法案ではうまくいかないことが分かっていたので、政府の法案には反対したために、労組依存体質を持つ改革の抵抗勢力とのレッテルを貼られたことが致命的であった。

勝敗はこのようにして決まったが、その勝敗の差を増幅したのがメディア戦略の優劣であった。数年前から、民主党は顧客起点の政策作りを行うなど、「商品」では自民党より優位に立っていた。しかし、その「商品」をどうやって売るかという広報に関しては、お互いに決して優れているとは言い難い状況であった。今回の総選挙でNTT出身の自民党の世耕弘成参議院議員が「コミュニケーション戦略チーム」を作り、自民党全体の広報戦略を取りまとめたことが、両者の差を決定付けたと言える。

その戦略チームのIT戦略の1つにブロガー対策があった。告示の直前に自民党本部にブロガーや大手のメールマガジンの作成者など30人余りが集められ、武部幹事長や世耕議員と懇談した。そのこと自身がITに対する自民党の大きな認識の変化であった。ブログやメルマガの影響力の大きさを理解していたからであろう。もっとも、選挙直前までブログやメルマガを活用していたのはむしろ若手を中心とした民主党の議員の方が多かったように思う。しかし、それらをメディアとしていかに選挙に戦略的に利用すべきか、という観点から積極的に動い

たのは自民党本部のほうであった。自民党本部に集められたブロガーたちが核となって、それまで選挙にほとんど興味を持たなかった若者たちの間で、「小泉の刺客たち」が話題となり、若者たちが面白い政治を期待して投票所に向かった姿を想像することはそれほど難しいことではない。ネットでも自民党は圧勝したのである。

ネットで世界政治が動いた

インターネットが選挙に登場するようになったのは、1992年の米国大統領選挙からと言われている。その選挙で情報スーパーハイウェイがClinton, Goreの公約となり、インターネットが見えてくる。1996年の大統領選挙では、電子メールやWebが支持集めに使われた。2004年の選挙ではネットは非常に重要なツールとして使われた。この年、アメリカでは7,500万人の人がネットで政治トピックにアクセスし、その27%がオンラインで見つけた情報により、特定の候補者に賛成か反対かを決めることができたと言う。投票前日の候補者のサイトへのアクセス数はBush陣営で31万人を超え、Kerry陣営でも30万人を超えている。アクセス数でも僅差でBushがKerryを押さえていた。

ブロードバンドの普及率がきわめて高い韓国では、ネットが盧武鉉大統領を作り出したと言っても過言ではない。2002年の韓国大統領選挙はハンナラ党の李会昌候補が有利と言われていたが、ネット新聞「オーマイニュース」が市民参加型のジャーナリズムとして登場し、若者の支持を盧武鉉候補に集め、さらに盧武鉉を愛する集まりという意味の「ノモサ運動」が起き、ネットですべての案件を決定するという電子民主主義の中で、盧武鉉候補を大統領にまで押し上げていった。

最近では、小泉首相の靖国神社への参拝に端を発した中国の日本非難の大規模なデモ活動は、ネットを使う中国の若者たちによって、あっという間に中国全土に拡大されたと聞く。

為政者にとって、ネットは、それをうまく使いこなせるか否かによって政治生命を大きく左右する両刃の剣になったことは間違いない。

ブログ文化

私は政治の世界に入って、大手の新聞記者仲間と雑談をしていると、彼らが「(たとえ事実としても)記事にはできません」という出来事がきわめて多いことに気



づいた。彼らに言わせれば、新聞の質を維持するために、ニュースを記事にすべきか否かに分別を働かせているということであろう。これに対して、ブログには扱うテーマに垣根がない。あらゆる噂の類が飛び交うし、中には個人的な戯言や、検証されてもない不正確な情報も多い。それゆえに、大手のメディアはブログをまったく相手にしていなかった。ところが、そのブログが社会的・政治的に大きな影響力を行使するようになったのである。

アメリカでは大手メディアが取り上げることに躊躇した事件がブログの世界を駆け巡り、上院議員が重要な役職を解任させられたり、有名なニュース番組のアンカーマンが降板を余儀なくされたりしている。読者の集団がメディアのプロたちに勝つ、すなわち、集合体の知性が知性を持つ個体より優れた結果を生むことがあることが示されたのである。ブログという媒体によって、新たな文化、新たなジャーナリズムが生まれつつあると言えよう。

IT と公職選挙法

ところが、日本では選挙となると、これらのネットの活用は極端に制約を受けることになる。私も、今回の総選挙の直前に Web サイトは凍結させ、週 1 回必ず配信していたメルマガも、選挙期間中は取りやめた。公職選挙法 142 条によると、「選挙運動のために使用する文書図画は通常はがきまたはピラのほかには頒布できない」と規定されている。その通常はがきやピラにも枚数制限が設けられている。公職選挙法の制定時には、インターネットなどまったく存在していなかった。そこで、1996 年に旧自治省がパソコンのディスプレイに表示された文字も「文書図画」であるとの判断を示し、以後 Web サイト、メール、ブログは公選法上禁止されている「文書図画」に当たると解釈されている（表-1）。したがって、選挙告示直前まで許されている政党や候補者の Web サイトやブログの更新は選挙期間中だけできなくなる。また、通信手段としてのメールは選挙中も可能だが、不特定の人々や多数の人々へメールを送ることは禁止されている。その解釈により、選挙中はメルマガの発信は許されない。ただ、音声のみの発信ならば、「文書図画」には当たらないとされ、自由に発信可能である。しかし、それに映像が含まれると、「文書図画」に当たるとされ、不可となる。一方では、候補者ではない個人が主催する Web サイト、ブログ、メルマガ、掲示板は原則としてすべて許されている。ただし、候補者の応援サイトを開設することは禁じられているようである。また、著しく偏重した内容のものや、誹謗中傷の類は、プロバイダや掲示板の主催者が自主規制してカットしている。さらに不思議なことに、現状では маниフェストを街頭では配布できるが、ネットで閲覧したり、ダウンロードしたりすることは許されていない。このように、ネット利用の可否が「文書図画」に当たるか否かとの古い概念を用いて判断されているために、逆に何の目的のために規制され

×	Web の新設・更新
×	ブログの新設・更新
×	メルマガの配布
○	通信手段としてのメール
×	不特定/多数のメール
○	音声メール
×	映像を含むメール
×	маниフェストの Web 掲載
×	第三者による応援サイト
×	立候補した企業人が社業の日記を更新

表-1 ネットの選挙運動の可否（政党や候補者の）

ているのかもよく分からなくなっている。元々公職選挙法 142 条はお金のかからない選挙を目指すために設けられているはずなのである。そうであるならば、はがきやピラよりもはるかに安上がりなネットを利用した選挙運動はもっと解禁されてしかるべきではないか。

IT 時代の公職選挙法を

IT 選挙に関して、他の国々では、誹謗中傷や虚偽の発信をしない限り原則自由というのが標準である。同様に日本においても、公職選挙法の改正による解禁が必要である。法改正ではなく、Web サイトは文書図画には当たらないとする解釈変更による解禁も考えられるが、かえって混乱を招く恐れがあり、法改正のほうが望ましい。2002 年に総務省が、「IT 時代の選挙運動に関する研究会」の報告書で、Web サイトでの運動の解禁、候補者や政党以外の第三者による応援サイトの開設容認の方向性を打ち出したが、その後たなざらしになっている。これは議員の身分に関する問題なので、総務省ではなく、議員自身が議員立法で対応すべきである。従来は IT の利用に関しては、民主党は前向きであったが、自民党が消極的であったので、法改正はできなかった。幸か不幸かネット選挙に関しても自民党が民主党を凌駕した今回、IT 選挙の解禁の環境が整ったと言えよう。その際、どこまで解禁すべきかの議論が残るが、私はすべてのネットの選挙運動を解禁すべきと考える。すなわち、政党や候補者の Web サイトやブログは、アクセスしなければ見たり参加したりできないのであるから、解禁は当然であるが、不特定多数へのメール、メルマガに関しても、携帯電話の時代に規制を徹底させることは事実上不可能であるし、お金のかからない選挙を推進するという方向から、積極的に解禁してしまうことが望ましい。全面的に解禁する内容であれば、早ければ次の通常国会で公職選挙法改正案が成立することも十分に考えられる。そうなれば、次の国政選挙こそ、日本で初めてのネット選挙となり、今回の選挙以上に若者たちの選挙への参加が期待される。真の意味で日本の政治が変わることを期待したい。

(平成 17 年 11 月 11 日受付)